

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会  
評 議 員 選 任 規 程

(目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人米原市社会福祉協議会定款第16条に規定するもののほか、評議員の選任に関する規定は、この規程による。

(評議員の推薦及び員数)

**第2条** 評議員は別表に掲げる団体より推薦されたもの31名をもって構成する。

(委嘱)

**第3条** 評議員は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

(任期)

**第4条** 評議員の任期は、定款の定めるところによる。

付 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成19年5月29日から施行し、第2条については、平成19年10月1日から適用する。

この規程は、平成22年7月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

## 別表

## 評議員の選任区分

選任区分	人数	備考（選出方法）
社会教育・学校教育関係の代表	1名	任期前に所属団体へ推薦依頼
ボランティア連絡協議会の代表	3名	〃
民生委員児童委員協議会の代表	3名	〃
老人クラブ連合会の代表	3名	〃
社会福祉施設の代表	1名	〃
当事者団体の代表	1名	〃
経済・労働団体の代表	1名	〃
知識経験者	4名	〃
米原市地区赤十字奉仕団の代表	1名	〃
地域の代表	13名	〃（人口配分）
合計	31名	